平成２２年（フ）第２５号
大分県豊後大野市大野町大原1493番地１
債務者　大津　幹雄
１　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第２６号
大分県豊後大野市大野町大原1493番地１
債務者　大津　淑子
１　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第１５３３３号
東京都中野区上鷺宮３丁目６―33　森川方
債務者　佐藤すえ子
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５３３４号
埼玉県新座市野寺４丁目11―４
債務者　當　　勝利
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４９３号
東京都中野区東中野３丁目２―７―208
債務者　仲眞　隆次
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４９４号
東京都江東区南砂２丁目31―２―502
債務者　小磯　辰男
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２３号
広島県福山市松永町２丁目19番７号、旧住所
広島県広島市安佐北区亀山８丁目14番１号
債務者　平田　容子（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５５号
沖縄県沖縄市胡屋５丁目25番23号
債務者　菊池　友江（旧姓大嶺）
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５７号
沖縄県沖縄市高原５丁目19番１号　ドリームハウス東海303
債務者　崎濱　一真
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５９号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味59番地
債務者　島袋佐枝子
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１６８号
沖縄県沖縄市宮里３丁目13番７号　仲真アパート202号
債務者　砂川由美子（旧姓幸地）
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４９号
島根県益田市高津６丁目６番29号　メゾン高津１―202号
債務者　納賀智恵美こと　ＮＯＵＧＡ　ＥＬＩＺＡ　ＴＩＥＭＩ
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第５６号
島根県益田市中吉田町554番地２
債務者　河野　寛恵
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第２４５３号
横浜市南区宮元町１丁目15番地２　蒔田公園パインマンション1003
債務者　佐野　博計
１　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１９３６０号
東京都町田市木曽町2391―１
破産者　三澤　由香
１　決定年月日　平成22年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部